

1 支援費制度の推進等について

(1) 17年度における支援費予算について

① 居宅生活支援費について

ア 平成17年度予算(案)について

居宅生活支援費については、17年度予算(案)において、93,009百万円(うち、18年1月からの義務的経費分16,112百万円)を計上しており、16年度当初予算に対して、32,822百万円の増額を図ったところである。

これらの予算については、今後の利用者増への対応及びこれに必要な安定的な財源の確保を図るため、以下のような平成17年度当初から実施予定の運用上の工夫及び18年1月以降実施予定の制度改正などを含む、障害者施策全般の見直しを図ることを前提としたものである。

ア) 17年4月実施予定の運用上の工夫について

- ・ホームヘルプサービスの身体介護及び身体介護を伴う移動介護における1時間30分を超える利用時における加算単価の見直し
- ・ホームヘルプサービスを1日に複数回算定する場合にあっては、算定する時間の間隔を概ね2時間以上空けること
- ・行動援護の新設
- ・グループホームにおいて、入居者全員を定例的に毎週土・日曜日に帰省させるなど運営されていない曜日がある場合に対する対応(詳細については、別途通知予定)

イ) 18年1月実施予定の制度改革に伴う見直しについて

- ・サービス量と所得に着目した利用者負担の導入
- ・居宅生活者との負担のバランスを踏まえた、デイサービスやショートステイの食費負担の自己負担化
- ・国の支弁の義務的経費化

なお、具体的な内容や実施方法等については、早期に随時お示ししていくこととしているので、ご了解方お願いしたい。

上記のほか、後述している「その他の留意事項」など、居宅支援サービスの事業運営及びサービス内容の適正化など必要な見直しや疑義解釈等について、引き続き行うこととしているので、併せて周知方よろしくお願ひしたい。

イ 障害児タイムケア事業について

17年度については、モデル事業的に行うととし、原則として、各都道府県で2市町村、指定都市・中核市で1事業を実施する予定としている。今後、本事業を希望する市町村からの事業計画書等の協議書の提出をお願いすることとしているが、各都道府県においては、2市町村の推薦をお願いしたい。

ウ 16年度執行について

16年度については、当初予算で602億円の予算を確保しているところであるが、サービス量の伸びの推移をみると、国庫補助所要額が当初予算を大幅に上回る見込となっている。

このため、16年10月から実施している単価の適正化などの支援費制度運用上の工夫や省内予算の流用の他に、例外的に約173億円の補正予算を計上したところである。

今後、所用の手続きを経て、執行することとなるので、事務手続等において遺漏のないよう宜しくお願いしたい。

② 施設訓練等支援費について

施設訓練等支援費については、17年度予算（案）において、290,165百万円を計上しており、16年度当初予算に対して、3,047百万円（+1.1%）の増額を図ったところである。

その内容としては、以下の項目を含んでいる。

ア 通所授産施設等の新設等による利用定員の増加見込み

イ 実勢に応じた施設支援費基準額の見直し（対16年度基準額 Δ 1.7%、17年4月実施）

ウ 制度改正による利用者負担の見直し（18年1月実施）

- ・ 在宅と施設のバランスのとれた負担の導入（食費、居住費及び知的入所施設の医療費などの実費負担）
- ・ サービスの利用量や所得に着目した負担の導入

(2) 支援費事業経営実態調査の実施について

支援費基準額については、それぞれのサービスの実態等を踏まえて、適宜見直しを行っているところであるが、18年1月及び10月からの制度改正に合わせて、その体系や水準の抜本的な見直しを行うこととしている。

については、支援費基準額は各々のサービスに通常要する費用の額を勘案して設定することとされているため、支援費の対象となる居宅サービス事業所や施設について、その経営実態を把握する調査を行うこととし、16年度においては、「試行調査」を実施したところである。

今後、関係機関との協議を終えた後、3月中旬から下旬に、全国の居宅サービス事業所及び施設を対象として、調査票を配布し、17年3月及び16年度全体のサービス利用や収支の実態について調査を行うこととしており、17年度予算（案）に関係経費を計上している。調査票は、直接事業者に送付されることとなるが、管下の事業者等への周知・協力方をお願いしたい。

(3) その他

① 居宅介護従業者養成研修について

居宅介護等事業については、その業務の担い手として、障害特性を理解し利用者のニーズに応じたサービスを提供できる質の高い従業者を養成し、確保することが重要である。しかしながら、障害特性を十分に理解していないヘルパーが派遣されている実態もあると聞いているところであり、そのようなことが無いよう、管内の事業所等への適切な指導等をよろしくお願いしたい。

については、各自治体等において、実務経験に応じた段階的な技術・知識の向上を図るための養成研修の実施に継続的に取り組むほか、指定居宅介護事業所においても内部研修に努め、良質なヘルパーの確保に努められたい。

② その他の留意事項

ア サービス利用段階における障害の特性を踏まえた対応について

支援費制度においては、利用者のニーズを把握し、適正な支給決定が行われるよう、支給決定事務等中心的な役割を担う市町村が、利用援助等のための相談支援機能の役割を担うこととなっており、引き続きご尽力願いたい。特に、コミュニケーションに障害のある者がサービスを利用するにあたっては、情報提供、契約締結など各サービス利用段階において、障害の特性に応じた支援がなされることが重要である。

このため、市町村においては、障害者又は障害児の保護者等に対する情報提供又は相談、若しくは指導等に責任をもって取り組む必要があり、適切なサービス又は指定事業者の選択のための相談支援を、支援費の支給申請の受付若しくは審

査又はサービス利用に係るあつせん・調整、要請と関連づけながら行う必要がある。

例えば、情報提供、相談援助については、

- ア) 点字を用いたパンフレット等による制度の広報、事業者情報、支給決定内容のお知らせ
 - イ) 社会参加促進のための事業（盲ろう者向け通訳・介助員派遣点訳奉仕員派遣事業等）の活用
- などが考えられる。

これらの施策により、障害者のニーズを反映し、障害者が円滑に福祉サービスを利用するための支援が十分に行われるよう、支援費支給決定円滑化等支援事業の活用を含め、各市町村において必要な体制の整備等に引き続き取り組まれるよう周知願いたい。

イ 利用者本位のサービスの提供について

支援費制度は、利用者とサービス提供者が対等の立場に立ち、契約により利用者本位のサービス提供が図られることを目指したものであることから、各事業者においては、この点を踏まえ、利用者のニーズに的確に対応した、様々な取組がなされていることと考えている。

指定基準に盛り込まれている居宅介護計画及び施設支援計画（以下「支援計画」という。）の作成については、利用者本位のサービス提供のために特に重要であることから、各事業者の実践を踏まえ、その取組が実質的に向上されるよう、都道府県等においては、より一層の指導監督にあたられるよう努められたい。

また、利用者本位のサービス提供のためには、支援計画の作成と並んで、各施設・事業所において、職員の資質の向上を図るために研修機関や事業者団体等が実施する外部研修や当該事業所内研修への参加の機会を計画的に確保することも重要である。

ア) 支援費の支援計画について

指定基準においては、利用者の支援目標や支援の内容、支援を提供する上で留意すべき事項等を盛り込んだ支援計画を作成し、それに基づいたサービスを提供しなければならないこととされている。

当該計画については、利用者本人に説明・同意を得ること、実施に当たっては、利用者の意向を踏まえるとともに一方的にこれを強制することがあつてはならないことは当然であるが、特に、コミュニケーションに制約のある利用者については、利用者本人の特性を踏まえ、支援計画の内容が十分に理解された

上で同意が得られるよう更なるご尽力をお願いしたい。

また、計画実施後は、その実施状況の把握を行うことが肝要であり、支援目標の達成状況や支援内容の妥当性などについて十分に検証を行うなど、利用者について解決すべき課題を把握するとともに、必要に応じて計画の見直しを行わなければならない。

なお、当該計画の作成、見直しに当たっては、職員の間で会議を開催し、利用者の状況及び利用者に対する支援目標等を共有することも必要である。

イ) 施設支援計画について

施設指定基準において、各施設が入所者の心身の状況等に照らし、居宅サービス等を利用することにより日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討しなければならない、かつ居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者の希望等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならないこととされている。施設における支援計画の作成や実施に当たっては、この点も踏まえて取り組むことが肝要である。

(4) 進行性筋萎縮症者療養等給付事業の見直しについて

進行性筋萎縮症者療養等給付事業については、17年度予算（案）において、3,066百万円を計上しており、16年度当初予算に対して、1,162百万円（+61.1%）の増額を図っているところである。

本事業は、予算補助事業として、平成17年12月まで実施され、平成18年1月から9月までの間は、障害者自立支援法案の附則により改正される身体障害者福祉法に基づき、市町村が対象者を独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関等に措置委託することとなる。なお、この改正により、国・都道府県の補助は義務負担化（国、都道府県、市町村の負担割合は従前のとおり）されるが、それに併せて、利用者負担額については、他の障害者施設との負担の均衡を考慮した徴収基準額表を平成18年1月に改正し、適用することとしている。

また、平成18年10月以降は、新法による「療養介護」に移行することとなる。

2 障害者の就労支援について

(1) 福祉施策と雇用施策の一体的推進

① 障害者就業・生活支援センター事業について

本事業の平成17年度新規実施主体については、職業安定局高齢・障害者雇用対策部から先日通知したところであるが、センターの指定にあたっての都道府県知事の推薦など、労働部局と連携の下、適切な手続きを実施されたい。

また、今年度、生活支援等事業を既存の事業との連携により対応していたセンターにおいては、17年度から生活支援等事業を専任体制とすることが、センター事業を継続する要件となるので、生活支援等事業の早急な確保についてお願いします。

なお、本事業は今後の制度改革において重要な役割を果たすことになるので、引き続き、障害者の就労と地域生活支援の観点から、制度改革の方向性を踏まえた積極的な取り組みをお願いします。

② 重度障害者在宅就労促進特別事業（バーチャル工房支援事業）

近年、情報機器やインターネットの普及により、障害者が在宅のまま就労することが現実のものとなっている。

こうした障害者の在宅就労は、これまで職業的自立が困難とされてきた重度障害者等の就労の機会を確保する上で、極めて有効である。

このため、17年度予算（案）においては、在宅の障害者に対して、情報機器やインターネットを活用し、在宅で就労するための訓練等の支援を行う事業者（バーチャル工房）に対する補助事業を創設し、下記により実施することとしているので、積極的な取り組みをお願いします。

重度障害者在宅就労促進特別事業実施要綱（案）

1 目的

本事業は、在宅の障害者に対して、情報機器やインターネットを活用し、在宅で就労するための訓練等の支援を行うことにより、もって在宅の障害者の就労の促進を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び指定都市とする。

なお、本事業を社会福祉法人、民法第34条の規定により設立された法人（社団法人及び財団法人）及び特定非営利活動法人（NPO法人）等であって、適切な事業運営ができると認められるものに委託することができる。

3 事業の内容

本事業は、実施主体が利用者に対し訓練を行うための作業を受注し、当該作業を元に、主に次の事業を行うほか、雇用希望者のための職場開拓等、自立に向けた支援を実施する。

ア 在宅就労に必要な情報処理技術の教育・支援

イ 企業から受注した実際の作業を教材とした訓練指導

ウ 仕事の進め方、作業環境・機器等及び職業生活の維持に関する相談・援助

4 利用者の要件等

(1) 利用者の要件

利用者は、障害により企業等への通勤が困難な者であって情報機器を用いた在宅での就労を希望する者とする。

(2) 利用者の定員

利用者の定員は10名以上とする。

5 職員配置等

(1) 本事業の実施に際し、2名以上の職員を配置し、うち1名を常勤とする。

(2) 職員は、情報処理に相当程度の知識、経験を有し、情報機器を用いた就労に向けて行う訓練が可能な者及び障害者の福祉施策について知識、経験を有する者であり、必要に応じ利用者宅を訪問して対応ができる者とする。

6 在宅就業支援機関との連携

実施主体は、設置地域その他の状況を勘案して、「重度障害者在宅就業推進事業実施要綱」に定める在宅就業支援に実績のある社会福祉法人等（以下「支援機関」という。）と連携・協力関係を構築するとともに、当該支援機関に対して、必要に応じて助言・援助を求めることができるとされているので、適宜連携を図ること。

7 留意事項

(1) 実施主体は、本事業の利用者との間に、本事業の利用、及び作業内容に関する契約を締結すること。

(2) 実施主体は、利用者に対し、3のイにより得た事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を対価として支払うこと。

(3) 補助を実施する期間は、実施主体1か所あたり3年以内とすること。

8 費用の支弁

本事業に要する費用は、都道府県が支弁する。

9 経費の補助

国は、都道府県が本事業の運営に要する経費について、その1/2以内を補助する。(1か所あたり10,000千円)

(2) 福祉部門における就労支援の充実

① 小規模作業所の支援の充実強化事業

小規模作業所の中で、良質なサービスを提供するとともに、新たな事業として求められる機能を有し、平成18年10月の制度改革にあわせた施設基準(現在検討中)を満たすものについては、都道府県障害福祉計画に定める範囲内で計画的に新たなサービス類型への移行が図られることになるものと考えている。

こうした状況を踏まえ、平成17年度においては、小規模作業所に対する支援を充実強化し、制度改革による再編後の新たなサービス類型への移行の促進を図り、地域での障害者の就労支援を促進させるための事業を創設し、下記により実施することとしているので、積極的な取り組みをお願いする。

小規模作業所の支援の充実強化事業実施要綱(案)

1 事業の目的

本事業は、在宅障害者通所援護事業として国の補助を受けているもの及びこれに準ずる事業として地方公共団体の単独助成事業による補助を受けているもの(いわゆる小規模作業所)のうち、意欲があり良質なサービスを提供するものについて、その果たしている機能に応じて、今回の改革による新たなサービス体系下でサービスを提供できるよう移行の促進を図るとともに、自立支援・就労支援等の機能を充実強化するため、小規模作業所に対する支援を行い、もって地域で生活する障害者の福祉の向上を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

なお、本事業の全部又は一部を、社会福祉法人及び民法第34条の規定により設立された法人（社団法人及び財団法人）等であって、適切な事業運営ができると認められるものに委託することができる。

ただし、3の（2）のイの（ウ）の事業については、特定非営利活動法人（NPO法人）格を有する小規模作業所等にも委託ができるものとし、委託を受けた小規模作業所等は、事業の対象となる複数の小規模作業所等からなる連絡協議会を設けるとともに、事業運営にかかる要綱等を定め、適切な運営を図ること。

3 事業の内容

（1）育成事業

ア 趣旨

本事業は、新たなサービス体系への移行に向けたモデル的・先駆的事业や調査研究を行う小規模作業所を支援し、新たなサービス体系の移行の促進を図るものである。

イ 実施内容

- （ア）就労移行支援を行うために、職場開拓や就職後の支援を行う職員を確保するなど、新たなサービス体系に向けた人的体制の整備
- （イ）新たなサービス体系に向け、専門性を高めるための人材の育成
- （ウ）市町村、ハローワーク、養護学校などの関係者からなる、就労に向けたネットワークの構築
- （エ）障害の特性や就労の可能性があることへの理解などのための企業等との懇談会の設置
- （オ）新たなサービス体系を想定した先進事例の調査研究等、本事業の趣旨に資すると認められる事業

ウ 留意事項

- （ア）事業の対象となる小規模作業所は、新たなサービス体系への移行を目指すもののうち、利用者のニーズなどを踏まえ、市町村が都道府県に申請するものとする。

対象小規模作業所の決定にあたっては、有識者や関係者による客観性を持った検討会等を設けて行うことが望ましいこと。

- （イ）補助を実施する期間は、小規模作業所1か所あたり3年以内とすること。
- （ウ）補助額は、地域の実情や小規模作業所が実施する事業内容等を考慮し

て、実施主体の補助方針により設定するものであるが、1か所あたりの補助額が極端に多寡にならないようにすること。

(エ) 本事業が小規模作業所の運営費補助ではないことに鑑み、適正な執行を行うこと。

(オ) 都道府県は、本事業の対象となる小規模作業所にかかる事業実施状況について、毎年度報告を求めること。

(2) 研修等事業

ア 趣旨

本事業は、小規模作業所に対し、研修事業、コーディネーター派遣事業、及び事業の共同実施支援事業を実施することにより、新たなサービス体系の移行の促進、及び小規模作業所の資質の向上を図るものである。

イ 実施内容

(ア) 研修事業

小規模作業所の職員に対し、新しいサービス体系への円滑な移行を図るための知識の付与、就労に向けた訓練手法、企業就労後のフォローアップ、経営管理、人事労務管理等について研修事業を実施する。

(イ) コーディネーター派遣事業

新たなサービス体系下において必要となるノウハウ等をコーディネーターを派遣し付与することにより、小規模作業所の資質の向上を図る。

a 例えば、「就労継続支援」を行おうとする場合には、

(a) 受注先企業の開拓方法

(b) 経営管理（販売手法、販売ルート開拓 等）

(c) 人事労務管理、安全衛生管理（労働法規についての解説等） 等

b また、「就労移行支援」を行おうとする場合には、

(a) 障害の状況に応じた効果的な訓練手法

(b) 雇用先企業の開拓方法

(c) 公共職業安定所等の機関との連携方法 等

などのノウハウの付与が考えられる。

(ウ) 事業の共同実施支援事業

複数の小規模作業所で、共同商品開発や共同受注、販路の拡大、売場提供の調整等を行うことにより、運営の安定化を図る。

ウ 留意事項

(ア) 早期に新たなサービス体系に移行し、サービス提供を目指す場合、授

産施設や福祉工場（小規模通所授産施設を含む）についても本事業の対象として差し支えないこと。

(イ) 実施主体は、実施状況について定期的に報告を求め、事業実施による成果を検証すること。

4 費用の支弁

本事業に要する費用は、都道府県が支弁する。

5 経費の補助

国は、都道府県が本事業の運営に要する経費について、その1/2以内を補助する。（1都道府県あたり事業費約15,000千円程度）

② 平成17年度小規模通所授産施設の事前協議

今般、重度障害者在宅就労促進特別事業及び小規模作業所の支援の充実強化事業の事前協議とともに、本事業についても協議をお願いしたところであるが、平成17年度の新規増分は30か所（身体7か所、知的23か所）であるため、真に必要なもののみを協議の対象としていただくようお願いする。

なお、今回の制度改革により小規模通所授産施設としての新規協議は17年度が最後となり、18年度からは新事業体系での対応となるとともに、17年度に採択するものも含め、既存の小規模通所授産施設についても、18年10月から5年半の間に新事業体系へ移行していただくことになるので、念のため申し添える。

③ 福祉工場の事前協議等

小規模通所授産施設と同様、今回の制度改革により福祉工場としての新規協議は17年度が最後となり、18年度からは新事業体系での対応となるとともに、17年度に採択するものも含め、既存の福祉工場についても、18年10月から5年半の間に新事業体系へ移行していただくことになる。

なお、身体障害者・知的障害者福祉工場、社会事業授産施設等事務費の17年度事前協議については、従前どおり17年4月を目処に通知を予定しているところである。

(3) 地方自治体が随意契約をすることができる範囲に授産施設が追加された件について先日もお伝えしたところであるが、地方自治法施行令が16年11月に改正され、地方公共団体等が随意契約をすることができる範囲に、地方公共団体の規則で定める

手続きにより、授産施設及び小規模作業所等から物品等を調達する契約をする場合が追加されたところである。

貴職におかれては、

- ① 昨今の厳しい経済状況の中、授産施設等の経営が不安定となっている状況に鑑み、福祉部局における対応のみならず、契約担当部局と連携のうえ都道府県、指定都市、各市町村全体に周知するとともに、その取り組みについて配慮されたいこと。

- ② 授産施設等の製品について、管内の授産施設等における取扱品目を十分に把握したうえ、その優先発注など積極的な活用を図られたいこと。
等をお願いするとともに、関係団体等に対する周知徹底に努めるなど積極的な取り組みをお願いする。

なお、14年10月に「障害者を多数雇用する事業所、授産施設等に対する官公需の発注等の配慮について」を通知し、都道府県等における授産施設等の製品の積極的な活用をお願いしているところであるので、都道府県等においては、授産施設等の安定的な運営が図られるよう、引き続き特段のご配慮をお願いする。